

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者監査)を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成21年3月30日

長野市監査委員	小林昭人
同	高波謙二
同	三井経光
同	柘津栄喜

平成 2 0 年 度

公の施設の指定管理者監査
(財政援助団体等監査)

長野市監査委員

第1 監査の対象（公の施設の指定管理者監査）

- (1) ア 指定管理者 株式会社 コンベンションリンクージ
 イ 施設 長野市民会館、長野市篠ノ井市民会館、長野市松代文化ホール
 ウ 所管部局 総務部庶務課
- (2) ア 指定管理者 株式会社 電算・コナミスポーツ株式会社グループ
 イ 施設 長野市営南長野運動公園総合運動場
 ウ 所管部局 教育委員会体育課

第2 監査の期間

- (1) 平成20年8月28日から平成21年3月24日まで
- (2) 平成20年11月20日から平成21年3月24日まで

第3 監査の方法

平成19年度及び平成20年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について主として平成19年度分を、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、事業報告書、決算報告書、出納関係書類等あらかじめ提出を求めた資料により、団体及び所管部局双方の関係職員からの説明を聴取するとともに、関係書類の監査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、次のとおりそれぞれについて着眼点を定め監査を実施した。

所管部局関係	指定管理者関係
1 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。 2 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 3 管理に関する協定の締結は、適正に行われているか。 4 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 5 事業報告書の点検は適切になされているか。 6 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。 7 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。 その他財務規則等に則った事務処理をしているか。	1 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 3 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。 4 利用促進のための努力はなされているか。 5 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 6 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。領収書等の整備、保存は適切になされているか。また、決算関係書類は、その経営成績、財政状態を適正に表示しているか。 7 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。 その他企業会計原則等に則った事務処理をしているか。

長野市民会館
長野市篠ノ井市民会館
長野市松代文化ホール

第1 施設、事業の概要

(長野市民会館、長野市篠ノ井市民会館、長野市松代文化ホール (以下「会館等」という。))

1 概況

会館等は、市民の文化振興の拠点として、市民生活、文化や教養などの総合的な向上発展のための場と機会を提供し、市民福祉の増進を図ることを目的として設置され、平成18年度からは市議会の議決を経て、その運営を利用料金制による指定管理者が行っている。

また、各会館等の概要は表1-1から表1-3のとおりである。当該事業に係る平成19年度の収支状況及び各会館利用率推移は表2-1及び表3-1のとおりである。

なお、表2-1については、所管部局より提出された事業収支等に記載のものを転載している。

(1) 施設の概要

表1-1

施設名称	長野市民会館
所在地	長野市鶴賀緑町1647番地
指定管理者名	株式会社コンベンションリンケージ
指定の期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	敷地面積/7,197.73㎡ 延床面積/5,193.90㎡ 地上4階一部半地下 ①ホール/収容人数：1,828名 ②集会室/収容人数：200名 ③駐車場/61台 (市役所と併用)

○ 職員配置 正規職員 3名、非正規職員 3名

表1-2

施設名称	長野市篠ノ井市民会館
所在地	長野市篠ノ井御幣川280番地
指定管理者名	株式会社コンベンションリンケージ
指定の期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	敷地面積/10,138.00㎡ 延床面積/2,153.00㎡ 地上2階 ①ホール/収容人数：559名 ②会議室/大会議室：90名 中会議室：60名 第一会議室：24名 第二会議室：24名 第三会議室：42名 ③駐車場/70台

○ 職員配置 正規職員 1名、非正規職員 3名

表1-3

施設名称	長野市松代文化ホール
所在地	長野市松代町松代515番地2
指定管理者名	株式会社コンベンションリンケージ
指定の期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
利用料金制の適用	有
施設の概要	敷地面積/1,476.00 m ² 延床面積/1,962.48 m ² 地上3階地下1階 ①ホール/収容人数：328名 ②駐車場/40台（松代支所・松代商工会議所と共用）

○ 職員配置 正規職員 1名、非正規職員 2名

2 事業の実施状況

(1) 市指定事業

長野市民会館等条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の業務を行っている。

- ア 会館等の利用の承認に関する業務
- イ 会館等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 会館等の効用を増加させる自主事業に関する業務
- エ 上記に掲げるもののほか市長が定める業務

(2) 自主事業

平成19年度に行った主な自主事業は以下のとおりである。

- ア しみんカラオケまつり（3回実施）（長野市民会館）
- イ ベーゼンドルファー市民開放（12回実施）（松代文化ホール）
- ウ 篠ノ井市民会館40周年寄席（篠ノ井市民会館）
- エ びんずる長野音楽祭（長野市民会館）
- オ 宇宙への旅 2007 IN NAGANO（長野市民会館）

3 収支状況 (表2-1)

	指定管理者収支実績 (平成19年度)		所管部局収支実績 (平成19年度)	
	項目	金額 (円)	項目	金額 (円)
収入	利用料金	34,658,000	使用料	
	指定管理料	68,944,000	(売店)	277,200
	自主事業	4,258,000	(自販機)	33,000
	その他	1,495,000	その他	
			(光熱水費)	3,529,940
		(篠ノ井自販機)	72,000	
	収入合計	109,355,000	歳入合計	3,912,140
支出	人件費	38,236,000	指定管理料	68,944,000
	施設管理費	40,309,000	その他	
	修繕費	1,072,000	(光熱水費)	3,529,940
	光熱水費	17,480,000	(下水道負担金)	283,640
	事業費	1,552,000	委託料	451,500
	事務経費	4,622,000		
	その他	5,766,000		
		支出合計	109,037,000	歳出合計
収支差		318,000		△69,296,940

4 施設の利用状況 (表3-1)

各施設稼働率推移

(単位：%)

年度	長野市民会館		篠ノ井市民会館		松代文化ホール	
	ホール	集会室	ホール	会議室等	ホール	練習室等
平成18年度	32.3	51.7	21.8	35.1	39.7	12.6
平成19年度	36.7	65.7	25.6	38.7	42.3	15.5
19年度利用者数(人)	77,675	16,429	17,484	28,017	16,213	1,970

* 施設利用率 利用日数/利用可能日数

* 19年度利用者数は、「第1回長野市役所第一庁舎及び長野市民会館の在り方懇話会」資料より

第2 監査の結果（会館等）

出納その他の事務の執行については、一部に改善を要する事項が見受けられた。

なお、改善を要する事項は、次のとおりである。

その他軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

1 経理処理等に関すること

(1) 適正な会計経理の実施を求めるもの

当事業に係る決算報告書、会計経理簿等を確認したところ、年度末に提出されている決算金額等と監査にあたり指定管理者から提出された会計経理簿記載の金額は、いずれも異なり整合は確認できなかった。（表4-1）

所管部局においては、地方自治法第244の2第7項及び同条第10項の規定により、指定管理者に対し、必要な業務及び経理の状況報告を徹底されたい。

また、指定管理者は、公の施設の管理に係る収支会計経理を、他の事業との会計区分と明確にし、適正な経理を行われたい。

（庶務課、指定管理者）

表4-1

（単位：円）

項目	当初計画 (予算)	事業報告等決算額 A	会計経理簿決算額 B	差 額 A-B
人件費	41,080,000	38,236,000	38,940,522	△704,522
（社員等人件費）	40,600,000	37,756,000	33,443,932	4,312,068
（諸経費）			5,016,590	△5,016,590
（社宅）	480,000	480,000	480,000	
事務費	1,700,000	1,627,000	1,779,042	△152,042
事業費	1,917,000	1,552,000	1,563,524	△11,524
施設管理費	37,121,000	40,309,000	35,958,621	4,350,379
（舞台管理費）	9,900,000	13,312,000	12,827,850	484,150
（建物管理費）	23,371,000	23,372,000	19,500,003	3,871,997
（舞台検査）	3,400,000	3,205,000	3,208,788	△3,788
（ピアノ点検）	450,000	420,000	421,980	△1,980
協力業者管理費			3,000,000	△3,000,000
光熱水費	16,191,000	17,480,000	17,500,541	△20,541
修繕費	2,000,000	1,072,000	1,256,966	△184,966
事務経費	4,385,000	4,622,000	4,944,753	△322,753
合 計	104,394,000	104,898,000	104,943,969	△45,969

(注) A・・・ モニタリング時に所管部局へ報告されたもの

B・・・ 監査にあたり提出された会計経理簿より確認したもの

(2) 適切な事業経費の積算を求めるもの

当事業に係る決算報告書、会計経理簿等を確認したところ、当初所管部局と協議のなかった協力業者管理費、人件費のうち諸経費が計上されていた。(表4-1)

所管部局においては、年度計画書及び事業予算書の提出にあたり、管理等に関する各経費の算定根拠を明確に把握するとともに、指定管理者との協議、指導を徹底されたい。

また、指定管理者は基本協定書により、月毎の管理報告書及び年度終了時の事業報告書を期日までに提出できるよう関係経理簿等の適正な整備を行われたい。

(庶務課、指定管理者)

2 基本協定書に関すること

(1) 管理対象施設の範囲を明確にするべきもの

長野市民会館内では、所管部局において売店部分(94.2㎡)を別途、使用許可している。この範囲は、指定管理者の管理対象範囲から除外するべきであるが、基本協定等により範囲が明記されていないため、管理対象範囲が不明確になっている。所管部局は、管理対象範囲を明確にされたい。

(庶務課)

(2) 施設・設備の修繕等の持分を明確にするべきもの

基本協定書別表3「責任分担表」より、施設・設備の修繕・改修について、「経年劣化による1件50万円未満のもの」は、指定管理者の分担とされているが、50万円未満の修繕等でも施設老朽化に伴う予防保全上の理由により、所管部局において修繕を行っている事例が散見された。修繕料等の経費については、所管部局と指定管理者の持分等の取扱いを明確にされたい。

(庶務課)

3 条例に関すること

(1) 営利を目的とする基準を明確にするべきもの

条例別表1、別表2、別表3により各会館等のホールについて、利用形態を営利目的とするかで料金体系が異なるが、各会館等3館において、営利使用の解釈が異なる事例が見受けられた。

所管部局において、「営利目的とする利用の基準」を作成し、市民に公平な利用料金を求めるように改善されたい。

(庶務課、指定管理者)

(2) 条例に則った適正な事務を求めるもの

長野市民会館において、条例の利用料金規定にない「楽屋」の利用に対し、利用料金を徴収している事例があった。実態に合った条例の整備も含め、適正な事務に努められたい。

(庶務課、指定管理者)

4 長野市民会館等条例施行規則に関すること

(1) 利用促進のための利用申請書の緩和を求めるもの

長野市民会館等条例施行規則（以下「規則」という。）第2条によると、「長野市民会館等利用許可申請書を指定管理者に利用する日の3日前までに提出する」とあるが、運営上、審査の必要のないリピーターなどは前日に申請があっても使用許可していた。市民の利用向上のため、利用申請の提出期限を実態にあった規定に改正されたい。

(庶務課)

(2) 利用料金の納入期限と返還についての明確な運用を求めるもの

規則第7条において、利用日の2月以内に利用を取り止めた場合、利用料金の返還はできないとしている。利用料金の返還について確認したところ、利用料金が前納され、2月以内に利用を取り止めていたものについては、規則に則り利用料金は返還されていたが、未入金のまま2月以内に利用を取り止めていたものについて、利用料金が請求されていない事例が見受けられた。

利用料金の支払方法により不公平感が生じている状況であるので、返還金の発生する期間の見直しなども含め、返還金の取扱いについて明確にされたい。

(庶務課、指定管理者)

(3) 延長料金の実績時間を適切にするべきもの

規則第4条第2項によると、「延長時間に30分以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。」と規定されている。この取扱いについて、申し込み時の利用時間と実際の利用時間が異なることから、延長料金の算定が不明瞭な場合が見受けられた。

このことから、申込書に実績利用時間等を記載する欄を設けるなど延長料金の適切な把握に改善されたい。

(庶務課)

5 その他収入事務に関すること

(1) 領収書の適正な発行を求めるもの

長野市民会館及び松代文化ホールにおいて、事前に連番号を振られていない領収書が使用されていた。連番号のない領収書は、不正利用につながる恐れがある。

事前に連番号を振り、適切に領収書を発行されたい。

(指定管理者)

(意見)

1 自主事業の実施について

現指定管理者は、指定管理者選定時のプロポーザルで提案した自主事業が評価され選定されたが、それらの自主事業は市からの委託料を想定して提案されたものであった。しかし、その後、市から自主事業実施に対して委託料は支出されず、指定管理者は内容を変更して自主事業を実施している。

自主事業の位置付けを曖昧にしたまま選定した方法に問題があったと思えるが、本来、自主事業は自己経費で行うものである。指定管理者は、指定管理者制度の主旨である民間企業のノウハウを生かし、さらに会館等の効用の増加と地域の文化振興に寄与されるよう自主事業の実施に努められたい。

併せて、今後、市は、自主事業の位置付けについて募集要項等に盛り込むとともに、指定管理者選定に当たり重要な要素となった自主事業等については、その実施を担保するため、基本協定書等に明記することなどを検討されたい。

2 特定団体への利用料減免について

会館等の利用料金の徴収等について確認したところ、指定管理者導入前からの慣例等により、一部団体に特例として料金徴収をしていない事例が見受けられた。

利用者への公平な会館等使用のため、条例に則った適正な事務処理に努められたい。

また、団体等を所管する部局では、必要に応じて利用料金の予算化を行うなど、指定管理者の減収にならないように努められたい。

長野市宮南長野運動公園総合運動場

第1 施設、事業の概要

(長野市宮南長野運動公園総合運動場 (以下「南長野運動公園」という。))

1 概況

南長野運動公園は、市民の体位向上を図り、体育及びレクリエーションを普及することを目的として設置され、平成18年度からは市議会の議決を経て、その運営を利用料金制による指定管理者が行っている。

また、南長野運動公園の主なる施設の概要は表1-1から表1-7のとおりである。当該事業に係る平成19年度の収支状況及び各施設利用状況推移は表2-1及び表3-1のとおりである。

なお、表2-1については、所管部局より提出された事業収支等に記載のものを転載している。

(1) 施設の概要

- ① 南長野運動公園 (野球場、体育館、屋内プール、テニスコート、総合球技場、相撲場その他付帯施設を備える、総面積29.7ha)
- ② 所在地 長野市篠ノ井東福寺320番地
- ③ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日
- ④ 指定管理者名 (株)電算・コナミスポーツ(株)グループ
- ⑤ 職員配置 44名 (嘱託職員28名含む)
施設責任者1名 (常勤)、各施設従事者43名

表1-1

施設名称	野球場 (長野オリンピックスタジアム)
観客席・収容人数	30,000人 (内野席21,000人、外野席9,000人、身障者席10席)
グラウンド	両翼 99.1m、中堅 122.0m、人工芝
付属施設	会議室、スコアボード、夜間照明、屋内練習場、トレーニングルームほか

表1-2

施設名称	総合球技場
利用種目	サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール等
フィールド	154m×80m (天然芝148m×74m)
観客席	約6,000人収容
付属施設	夜間照明、更衣室、シャワー室、会議室

表1-3

施設名称	体育館・プール
マシンジム・スタジオ	ランニングマシン、エアロバイク、エアロビクススタジオ他
アリーナ	バスケットボールコート2面、バレーボールコート3面 使用可 2階観覧席450席
プール	室内温水プール25m×8コース、ジャグジー幼児用プール他

表1-4

施設名称	テニスコート
コート	全天候型砂入り人工芝16面
観客席	約1,300人収容
付属施設	夜間照明、更衣室、シャワー室、会議室

表1-5

施設名称	相撲場
土俵	1面、上屋(20m×20m)付き
付属施設	更衣室、シャワー

表1-6

施設名称	ゲートボール場
コート	6面(屋外5面、屋内1面)

表1-7

施設名称	
その他付帯設備	芝生広場、噴水、池・流れ、プレイコアなど

2 事業の実施状況

(1) 市指定事業

指定管理者が管理する長野市営運動場条例(以下「条例」という。)に基づき、以下の業務を行っている。

- ア 南長野運動公園の利用の許可に関する業務
- イ 南長野運動公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 南長野運動公園の効用を増加させる自主事業に関する業務
- エ 上記に掲げるもののほか教育委員会が定める業務

(2) 自主事業

平成19年度に行った主な自主事業は以下のとおりである。

- ア オリピックスタジアム少年野球教室
- イ 南長野運動公園テニススクール
- ウ 南長野運動公園子供スイミングスクール
- エ マスターズ水泳大会
- オ 南長野運動公園高齢者向けプログラム
- カ 指導者養成講習会
- キ 各種イベント(プロ野球、BCリーグ信濃グランセローズ戦 他)
- ク パートナー協賛制度の導入

3 収支状況 (表2-1)

	指定管理者収支実績 (平成19年度)		所管部局収支実績 (平成19年度)	
	項目	金額 (円)	項目	金額 (円)
収入	利用料金	103,299,305	フェンス広告料	14,742,000
	指定管理料	168,000,000	公園占用料	32,658
	自主事業	26,281,180		
	その他	182,210		
	収入合計	297,762,695	歳入合計	14,774,658
支出	人件費	86,269,560	指定管理料	168,000,000
	設備管理費	67,836,331	委託料	250,000
	修繕費	5,732,754	その他	8,550
	物件費	21,318,177		
	光熱水費	72,771,494		
	事業費	13,629,433		
	事務経費	31,305,328		
	その他	3,190,000		
	支出合計	302,053,077	歳出合計	168,258,550
収支差		△4,290,382		△153,483,892

4 施設の利用状況 (表3-1)

各施設利用状況推移

(単位：人)

年度	野球場	体育館	プール (月額会員含む)	テニス	総合球技場
平成18年度	117,986	45,401	95,754	53,809	11,295
平成19年度	122,408	47,735	99,168	50,625	16,196
対前年度比 (%)	103.7	105.1	103.6	94.1	143.4

* 所管部局より提出のモニタリング表による

第2 監査の結果（南長野運動公園）

出納その他の事務の執行については、未請求事例、徴収金額誤り等一部に改善を要する事項が多数見受けられた。所管部局、指定管理者においては、条例等に基づく適正な事務処理に努められたい。

なお、その他改善を要する事項は、次のとおりである。

また、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。

1 経理処理等に関すること

(1) 適正な会計経理の実施を求めるもの

当事業に係る決算関係書類について確認したところ、指定管理者の構成員である㈱電算とコナミスポーツ㈱からそれぞれ資料が提出されており、指定管理者として一つの会計にまとめて経理されていなかった。

このため、南長野運動公園としての総勘定元帳等必要な会計簿は提出されず、本監査において決算の詳細を確認することはできなかった。また、所管部局においても、公の施設の管理、運営について正確な把握がなされていなかった。

所管部局においては、地方自治法第244条の2第7項及び基本協定等に基づく収支報告等の提出を徹底されたい。

また、指定管理者は、公の施設の管理に係る収支会計経理については団体として一つにまとめ、他の事業との会計区分を明確にするとともに、適正な経理を行われたい。

(体育課、指定管理者)

(2) 共通経費の取扱いについて

「基本協定書の一部を変更する協定書」によると、「毎年、市と管理者は年度末をもって実績精算を行い、利益が生じたときは、その30%を市へ納付するもの」とあるが、所管部局において、収支状況を正確に把握せず、また、当初計画されていなかった共通経費が多額に支出されており、内容も曖昧であるため、この条項が意味をなさないものとなっている。

所管部局及び指定管理者においては、本部管理費等共通経費について、年度計画時から協議を行うなど事前に各経費の算定根拠を明確にされたい。

(体育課、指定管理者)

2 適切なモニタリングの実施について

(1) 事業報告書の作成について

「基本協定書」によると、指定管理者から事業報告書を毎年度終了後30日以内に市へ提出することとなっているが、委任業務の実施状況、南長野運動公園の利用状況、自主事業の実施状況等についての報告書の提出がなかった。

地方自治法第244条の2第7項及び基本協定等に基づく事業報告を速やかに作成、提出されたい。

(体育課、指定管理者)

(2) 利用実績の把握について

所管部局作成のモニタリング表では、月次報告書にもとづき各施設の利用実績を延べ利用人数で把握し、前年度対比での利用実績評価を行っていた。

各施設の利用実績についての正確な把握は、施設の適切な管理運営を図る上でも重要な事項であるため、施設稼働率などの算定により正確な利用実績を把握し、施設の適切な管理運営に一層努められたい。

(体育課、指定管理者)

3 スポーツクラブの取扱いについて

指定管理者は、プール体育館棟でのスポーツクラブ実施に当たり、当初改築工事等を行い工事費を負担していた。平成19年度決算によると、所管部局は指定管理料に工事費相当分を割賦で支出し、指定管理者は、指定期間終了時に工事部分を原状回復するため、施設修復引当金を計上していた。この詳細については所管部局と未協議とのことであった。

このことから、指定期間終了時のスポーツクラブ工事部分・備品等の帰属と、市への返還の状態などについて、あらかじめ充分協議の上、取扱いを明確にされたい。

(体育課、指定管理者)

4 南長野運動公園の管理について

(1) 公園管理の一体化について

南長野運動公園の公園施設の管理について、公園植栽部分は、都市整備部公園緑地課の所管とし、公園植栽部分を除いた部分は、教育委員会体育課の管理となっている。

また、公園内の芝生張付け工事については、体育課予算より支出がなされていた。植栽設置は体育課、植栽管理は公園緑地課所管（指定管理者はNPO法人）などの住み分けは、市民からの公園管理への苦情対応が遅くなり、窓口もわかりづらい。

同施設の敷地内を一括管理すれば、経費削減が期待でき、市民の目線からもサービスの向上につながるため、管理の一体化を検討されたい。

(体育課、公園緑地課)

(2) 安全・衛生面への対応について

体育館・プール棟での、保守点検報告書及び水質等の検査結果記録を所管部局では確認していなかった。公園部分の遊具の安全点検についても定期的に報告を受けていなかった。

また、外周池での藻等の汚物による悪臭等については、市民から苦情がよせられていた。

以上のことから、所管部局は、利用者の安全面、衛生面に充分配慮することが必要であり、指定管理者より施設の管理状況を把握するために各報告書の提出を随時求め、確認されたい。

(体育課)

5 利用料金の設定・徴収について

(1) 条例と異なる料金徴収等について

プール・体育館マシンジム個人月額利用券、野球場グラウンド及び照明利用料並びに野球場の時間外利用料の一部については、条例と異なる料金で徴収されていた。

また、総合球技場・テニスコートでの電源使用料や総合球技場でのペイント料などいずれも条例に規定がなく、慣例や運用で徴収されていた。条例に基づく利用料金の適正な徴収に努められたい。

併せて、現行の条例での料金表は複雑でわかりにくく、頻度の高い利用時間の料金設定がないなど利用実態に即していないものが散見された。

市民利用向上のため、利用実態に合せた料金体系への条例整備を検討されたい。

(体育課、指定管理者)

(2) 減免等の取り扱いについて

野球場の利用料金について、特定の団体に対し、市からの減免依頼より更に合計約62万円が減免されているなど、一部に所定の減免手続きがされていない事例があった。

また、プール・体育館マシンジム個人月額利用券では、家族割引、紹介制度による割引が行われていたが、いずれも所管部局との事前の協議は確認できなかった。

市の減免規定によると、市及び市教育委員会が負担金及び補助金等を交付するものについては、減免できないこととなっているが、市から負担金が支出されているにもかかわらず、減免されている事例があった。

減免等を実施する場合は、条例等による必要な事務手続きをされるとともに、事前に所管部局と充分協議をし、規定や協議過程を明確にすることで、公平な市民サービスの提供に努められたい。

(体育課、指定管理者)

6 基本協定書の運用について

基本協定書第16条によると、指定管理者は市が定めた基準により使用料を減免(割引又は無料)した場合、市は指定管理者に対し減免した使用料を支払うことになっているが、平成19年度では、減免された使用料が補填されていなかった。

これは、年度協定において当該年度の割引を想定して指定管理者の収入を見込み、あらかじめ減免料を含み、指定管理料を算定したためであるが、本件は指定管理料の算定にかかわる重要事項の変更であるため、基本協定書の変更をするなど必要な手続きを検討されたい。

(体育課)

7 自主事業の取扱いについて

野球場において、自主事業の位置付けで練習や交流試合などが開催されていた。

単なる練習や観客動員もなく利用料金の徴収もない試合等は自主事業とは言えず、公の施設の使用を特定の団体へ有利な取扱いをしたものであり、利用料金を指定管理者の裁量で減免したものと考えられる。本来、指定管理者は条例等に基づかず利用料金の減免を行うことは許されていない。

自主事業の目的を十分に理解され、適正な事業実施に努められたい。

(体育課、指定管理者)

(意見)

1 市の適切な指導・監督について

本監査において、収支状況、施設の利用状況、自主事業の状況など基本協定等で求められている必要な報告や本来作成されているはずの関係書類が所管部局に提出されていない状況が多く見受けられた。

このため、所管部局では管理運営にかかる必要なコストを把握できないばかりか、指定管理者のコスト削減や利潤追求のために、市民へのサービスの質や公平性が損なわれていないかを確認していない状況であった。

所管部局においては、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、協定等に従い適正かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認し、基本協定等に基づく必要な報告を求めるとともに、指定管理者への適切な指導、監督に努められたい。

(資料)

平成19年度 歳入決算額 比較 南長野運動公園

(単位:円)

項目	当初予算	年度末所管部局 報告数字 A	監査資料より 掲載した数字 B	差額 A-B
施設利用料				
野球場	12,200,000	11,754,392	11,754,492	△ 100
テニスコート	13,600,000	13,494,900	13,494,900	0
総合球技場	1,500,000	1,740,000	1,802,450	△ 62,450 ①
プール体育館棟	68,020,000	68,062,613	63,157,191	4,905,422 ②
プール体育館棟	0	8,247,400	8,247,400	0
減免利用料			0	0
小計	95,320,000	103,299,305	98,456,433	4,842,872
自主事業				
スイミングスクール	4,800,000	4,915,500	4,915,500	0
有料プログラム		378,510	397,438	△ 18,928 ③
テニススクール	730,000	5,957,752	5,957,752	0
スポーツ用品販売等	300,000	2,361,897	3,065,006	△ 703,109 ④
パートナー協賛金	3,000,000	8,190,000	8,085,000	105,000 ⑤
小計	8,830,000	21,803,659	22,420,696	△ 617,037
その他				
自動販売機	3,500,000	4,477,521	4,477,521	0
占有行為	50,000	49,820	49,823	△ 3
コピー・電話・シャワー	0	132,390	132,390	0
小計	3,550,000	4,659,731	4,659,734	△ 3
指定管理料				
指定管理料	168,000,000	168,000,000	168,000,000	0
合計	275,700,000	297,762,695	293,536,863	4,225,832

- (注) A・・・モニタリング時に所管部局へ報告されたもの
 B・・・監査にあたり提出された資料より掲載したもの
 ①・・・集計システムのプログラムミスによる未計上
 ②・・・自主事業(スイミングスクール)の二重計上によるものなど
 ③・・・12月プログラム分決算未計上
 ④・・・決算に未計上
 ⑤・・・計上誤り(契約額と異なる数字を計上)

項目	当初予算	年度末所管部局 報告数字 A	監査資料より 掲載した数字 B	差額 A-B
人件費				
給与	28,700,000	31,065,804	31,065,804	0
小計	28,700,000	31,065,804	31,065,804	0
事務費				0
旅費交通費	100,000	72,507	72,507	0
通信運搬費	450,000	390,667	390,667	0
消耗品購入費	2,100,000	1,704,653	1,704,653	0
事務用品等購入費	1,100,000	903,897	903,897	0
手数料等	120,000	754,900	754,900	0
小計	3,870,000	3,826,624	3,826,624	0
事業費				0
光熱水費	64,955,000	72,771,494	72,771,494	0
設備機器使用料・賃借料	2,710,000	1,651,885	1,651,885	0
業務委託料	5,130,000	2,843,920	2,843,920	0
	2,478,000			0
自主事業費	1,000,000			0
プール体育館棟業務委託料 (コナミスポーツ)	72,731,000	82,538,728	82,538,728	0
人件費	52,051,000	55,203,756	55,203,756	0
正社員給与	20,572,000	23,406,324	23,406,324	0
アルバイト	31,479,000	31,797,432	31,797,432	0
事務費	4,764,000	7,012,439	7,012,439	0
旅費交通費	360,000	879,688	879,688	0
通信運搬費	1,104,000	1,310,218	1,310,218	0
事務機器使用料・ 賃借料	1,020,000	2,951,428	2,951,428	0
事務用品・備品購 入費	840,000	945,105	945,105	0
その他	1,440,000	926,000	926,000	0
事業費	5,160,000	6,451,533	6,451,533	0
広告費	4,100,000	3,930,000	3,930,000	0
被服費	120,000			0
その他	940,000	2,521,533	2,521,533	0
管理費	4,930,000	2,601,000	2,601,000	0
維持管理費	2,790,000			0
修繕費	1,000,000	771,000	771,000	0
その他	1,140,000	1,830,000	1,830,000	0
事務経費	5,826,000	11,270,000	11,270,000	0
労務経理事務管理	400,000	930,000		△ 7,084,000
運営企画計画費	400,000	930,000	8,014,000	930,000
本部管理費	500,000	3,256,000	3,256,000	0
その他	4,526,000	6,154,000		6,154,000
備品購入費	300,000			0
設備改築費賃借料・割賦	15,745,000	5,944,806	5,944,806	0
その他	472,000	1,020,012	1,020,012	0
減価償却費		4,316,268	4,316,268	0
公租公課		190,000	190,000	0
新聞図書費		50,123	50,123	0
小計	165,521,000	171,327,236	171,327,236	0
管理費				0
維持管理費	66,570,000	72,798,085	72,798,085	0
施設利用増進設備投資費	4,000,000			0
小計	70,570,000	72,798,085	72,798,085	0
事務経費				0
労務経理事務管理	265,000			0
運営企画計画費	854,000			0
本部管理費	1,120,000			0
一般管理費	1,800,000			0
その他 (施設修復引当金)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0
本社管理費		20,035,328	20,035,328	0
小計	7,039,000	23,035,328	23,035,328	0
合計	275,700,000	302,053,077	302,053,077	0

(注) A・・・モニタリング時に所管部局へ報告されたもの
B・・・監査に当たり提出された資料より掲載したもの
①・・・科目計上誤り

公の施設の指定管理者監査施設

第1 その他

公の施設の指定管理者監査施設

① 定期監査において実施した施設

(1) 実地監査（収入事務、施設の管理状況等）

所管課	対象施設	指定管理者名	施設数
農政課	長野市大岡農水産物処理加工施設	大岡農村女性ネットワーク	1
観光課	長野市温湯温泉利用施設	S P C健康福祉マネジメント㈱	1
小 計			2

(2) 指定管理者の収入事務（市に使用料を納入しているもの）

所管課	対象施設	指定管理者名	施設数
情報政策課	長野市フルネットセンター	(株) テレビ信州	1
市民病院課	長野市市民病院	(財) 長野市保健医療公社	1
男女共同参画推進課	長野市勤労者女性会館しなのさ	(株) 電算・(財) 信学会・(株) 守谷商会・日本連合警備(株)・(株) ジェイエスキューブ共同企業体	1
監理課	長野市長野駅前立体駐車場	アマノマネジメントサービス(株)	2
	長野市緑町駐車場		
住宅課	長野市営住宅	長野県住宅供給公社	98
	長野市特定公共賃貸住宅		
	長野市若者向住宅		
	長野市厚生住宅		
小 計			103

指定管理者 小計	105
----------	-----

② 財政援助団体等監査において実施した施設

収入事務、支出事務、自主事業、施設の管理状況等

所管課	対象施設	指定管理者名	施設数
庶務課	長野市民会館、長野市篠ノ井市民会館、長野市松代文化ホール	(株) コンベンションリンクージ	3
体育課	長野市営南長野運動公園総合運動場	(株) 電算・コナミスポーツ(株)グループ	1
小 計			4

指定管理者 小計	4
----------	---

対象とした指定管理者 合計	109
---------------	-----

第2 「公の施設の指定管理者」の監査のまとめ

今回、財政援助団体等監査において対象とした団体の事務及び所管部局の事務は、改善、検討の必要があると認められた。

監査結果として各施設毎に述べている事項については、所管部局、団体においては適切な指導、措置を講じられたい。

また、指定管理者制度の適切な運用のため、特に取り組む必要があると考えられる事項について、次に掲げるので留意されたい。

- ① 指定管理者の基本協定書等に基づく管理運営業務の適切な検証は、十分に実施されているとはいえない状態であったので、全市的な課題として、モニタリングの必要性を再確認し、具体的な基準や実施方法を改善されたい。

併せて、モニタリング結果から指定管理者の債務不履行などにより、指定管理業務に重大な欠陥を及ぼした場合における措置として、罰則も検討されたい。

- ② 所管部局では、施設運営に係る収支状況や施設管理の状況について、十分に把握していなかった。市は、施設の設置者たる地方公共団体の監理監督責任を再度認識し、指定管理者の指導及び監督に努め、公の施設の管理、運営に真摯に臨まれたい。

- ③ 指定管理者制度の主旨は、公の施設の効率的な管理運営を行うとともに、利便性の向上を図り、最大限に活用されることでサービスの質を高めることにある。

大岡農水産物処理加工施設は、中山間地域活性化を目的とし、農水産物の加工、特産品の開発を行っており、指定管理者により管理運営が行われている。指定管理者は、地域活性化を図るために地域の遊休農地を借用し、米や大豆を生産して味噌等の加工食品を製造しており、施設利用の大半を占めている。

また、指定管理者は、施設を利用するに当たって、市から支払われている指定管理料に比較して市へ納入する使用料の負担が大きいため、貯蔵施設を別の場所に移しており、施設が十分に活用されていない。中山間地域活性化のため、地域住民が元気を出して施設を最大限に活用できる方法を検討されたい。